

2018 年度中間評価

評価シート

安心して働くことのできる環境整備

関連する 2020 年までの目標

- ① 年次有給休暇取得率 70%
- ② 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 5% (2008 年の実績 (10%) の 5 割減)

項目	2016 年度 実績	2017 年度 実績	2018 年度 実績
①年次有給休暇取得率※1	49.4% ※3	51.1% ※4	—
②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 ※2	7.7% ※3	7.7% ※4	6.9% ※5

(備考)

- ※1 【厚生労働省「就労条件総合調査」】常用労働者数が 30 人以上の民間企業における、全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）
- ※2 【総務省「労働力調査」】非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が 60 時間以上の者の割合
- ※3 2016 年調査（実績は暦年設定）
- ※4 2017 年調査（実績は暦年設定）
- ※5 2018 年調査（実績は暦年設定）

施策実施状況

(2018 年度に実施している主な取組)

- ①年次有給休暇取得率及び②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

○働き方改革関連法の成立

時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得を盛り込んだ働き方改革関連法が第 196 回通常国会で成立し、平成 30 年 7 月に公布された。

○働き方改革関連法の施行に向けた周知

働き方改革関連法の施行に向けて、全国津々浦々の事業場に働き方改革関連法の内容を理解していただくため、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所はもとより、地方公共団体、中小企業者団体、労働者団体等を構成員

とする地域の实情に即した働き方改革を進めるための協議会などを通じて地方の隅々まで浸透するよう取り組んでいる。

また、関係省庁とも連携した多様なルート（金融機関、税理士等）を通じた周知を行うとともに、メディアや政府広報を活用した周知を実施している。

○働き方改革関連法の施行に向けた支援

①働き方改革推進支援センター

時間外労働の上限規制への対応をはじめとした働き方改革を行うための労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施している。

②働き方・休み方改善コンサルタント

都道府県労働局に配置されている「働き方・休み方改善コンサルタント」による「労働時間等見直しガイドライン」の周知、年次有給休暇取得促進や長時間労働の是正に向けた個別の相談や助言・指導を実施している。

③時間外労働等改善助成金

中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を実施している。

○年次有給休暇の取得促進に向けた取組

10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うとともに、地域の祭り、イベント等に合わせて計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけを行っている（平成30年度は5地域）。

2018年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

①年次有給休暇取得率

2017年調査では、年次有給休暇の取得率は51.1%となり、18年ぶりに50%を超えたものの、依然として、2020年までの政府目標である70%とは大きな乖離がある。

厚労省が実施した調査（※6）によると約3分の2の労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じており、理由として「みんなに迷惑がかかる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などを挙げている。取得率の向上のためには、年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりが課題である。

このため、改正労働基準法が2019年4月から施行され、全ての企業において、年5日以上有給休暇の確実な取得が導入されていくことから、施行に向けて丁寧な周知・啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターをはじめとした更なる支援が必要となる。

【参考】

【※6労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査】（2013年）

・年次有給休暇取得へのためらい

「ためらいを感じる」22.6%、「ややためらいを感じる」43.4%、「あまりためらいを感じない」24.3%、「全くためらいを感じない」8.9%、無回答0.7%

・ためらいを感じる理由（複数回答可）

「みんなに迷惑がかかる」73.3%、「後で多忙になるから」43.5%、「職場の雰囲気取得しづらい」30.2%

② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合

2018年における週労働時間60時間以上の雇用者の割合は6.9%となり、前年同期（7.7%）と比べて若干減少しているが、依然として、2020年までの政府目標である5%とは乖離がある。

その要因として、これまで告示による上限の定めはあるものの、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して特別条項を設けることで、上限無く時間外労働が可能となっていたことが、長時間労働の一因ともなっている。

今後、改正労働基準法が2019年4月（中小企業においては、2020年4月）から施行され、時間外労働の上限について、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定することとされることから、この法令を遵守することにより、本目標である週労働時間60時間以上の雇用者の割合が縮減することとなる。

このため、施行に向けて丁寧な周知・啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターをはじめとした更なる支援が必要となる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 年次有給休暇取得率 ②週 60 時間以上の雇用者の割合

働き方改革関連法の履行確保に向けて、引き続き丁寧な周知・啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターをはじめとした更なる支援を実施していく。

また、年次有給休暇の取得促進や長時間労働の是正に向けた労使の自主的な取組も重要であることから、過重労働による健康障害防止及び仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の観点からも、引き続き、働き方・休み方の見直しに向けた自主的な取組みを促進していくことが重要である。

分科会委員の意見

仕事と生活の調和推進のための行動指針に係る目標一覧(労働条件政策関係)

項目	現在値 (直近の値)	2019年度の目標	中期目標値 (2020年)
年次有給休暇取得率	51.1% (2017年)	63.7%	70.0%
週労働時間60時間	6.9% (2018年)	5.9%	5割減 ※10%(2008年)を基準

6

現在値のデータの出所等

○年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査」】常用労働者数が30人以上の民営企業における、全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合